

# 稲羽西地区社会福祉協議会 会則

## (名称および事務所)

第1条 本会は、稲羽西地区社会福祉協議会と称し、事務所を当面の間会長宅に置く。

## (目的)

第2条 本会は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会定款第2条による事業のうち、地域に適応した福祉活動を行い、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力する事を目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (2) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (3) 社会福祉に関する調査、研究
- (4) 関係機関および団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行う福祉活動の援助、参加
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会会員で、稲羽西自治会連合会の区域に居住、または事業所に勤める者とする。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会長    | 1名    |
| (2) 副会長   | 3名    |
| (3) 理事    | 20名以内 |
| (4) 評議員   | 40名以内 |
| (5) 会計    | 1名    |
| (6) 監事    | 2名    |
| (7) 福祉推進員 | 2名    |

## (役員の出選)

第6条 会長・副会長の出選に関しては別に定める選考委員会によって選出する。

2 理事、評議員は別に定める内規に基づいて選出された者で構成する。

3 会計、福祉推進員は、理事の中から選出し、会長が委嘱する。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、福祉推進員の任期は2年とする。

2 役員の再任については、これを妨げない。

3 補欠による選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

## (役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故あるときは副会長がその職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を組織し、公務を執行する。
- 4 評議員は、総会を組織し、本会の円滑な運営を図るものとする。
- 5 会計は、本会の経理にあたる。
- 6 監事は、本会の会務並びに会計の執行状を監査する。
- 7 福祉推進員は、本会の事業活動を推進する。

#### (会議)

第9条 会議は、理事会、四役会および総会とする。

- 2 会議は、会長が召集する。
- 3 会議は、出張者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### (四役会)

第10条 四役会に議長を置き、会長をもってこれにあたる。

- 2 四役会は、会長、副会長、会計、福祉推進員で構成する。
- 3 四役会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業の方針ならびに運営に関する具体的な事項
  - (2) 総会の付随する事項
  - (3) その他、会長が付議した事項

#### (理事会)

第11条 理事会に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業の方針ならびに運営に関する事項
  - (2) 総会に付議する事項
  - (3) その他、会長が付議した事項

#### (総会)

第12条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。

- 2 総会は、理事・評議員合同で行う。
- 3 総会に議長を置き、その都度選出する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 地区社協の方針に関する事項
  - (2) 事業計画並びに収支予算
  - (3) 事業報告並びに収支決算
  - (4) 諸規定の制定並びに改廃
  - (5) その他

#### (経費)

第13条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会よりの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

#### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会則の変更)

第15条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(会則の変更)

第15条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この会則は、平成17年5月26日より施行する。

この会則は、平成25年3月15日より施行する。

この会則は、平成27年4月24日より施行する。